

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年6月7日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第3号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月15日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、エコトピア亀岡で作業中に発生した事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和3年3月15日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 損害賠償の額 79,336円

2 損害賠償の相手方 株式会社カンボ

3 事故の概要

令和2年12月16日午後2時頃、亀岡市東別院町大野地内のエコトピア亀岡場内において、市職員が市車両である解体用つかみ機付き油圧ショベルで相手方コンテナに粗大ごみの詰め込み作業を行っていたところ、市車両のアーム先端のつかみ具が相手方コンテナに接触し、当該コンテナが損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 79,336円
- 2 損害賠償の相手方 株式会社カンボ

3 事故の概要

令和2年12月16日午後2時頃、亀岡市東別院町大野地内のエコトピア亀岡場内において、市職員が市車両である解体用つかみ機付き油圧ショベルで相手方コンテナに粗大ごみの詰め込み作業を行っていたところ、市車両のアーム先端のつかみ具が相手方コンテナに接触し、当該コンテナが損傷した。